

安全・安心な宿泊施設を利用していくことが、「適マーク制度」の目的です。



「適マーク制度」は、防火安全に関する基準に適合した宿泊施設であることをお知らせし、安全・安心な宿泊施設を利用していただくことを目的としています。

この制度により交付される「適マーク」は、消防機関が審査した結果、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた宿泊施設に掲出されています。

「適マーク」は、防火安全に関する基準に適合した宿泊施設に交付されます。

宿泊施設は、不特定多数の方が利用することから、消防法令により、火災時の初期消火や避難誘導のための計画作成、訓練の実施、消火設備や警報設備などの消防用設備等の設置、階段や避難口などの管理等、さまざまな防火安全対策を講じることとされています。

「適マーク」は、これらの対策が適切に講じられていることを消防機関が審査し、消防法令のほか、重要な建築構造等の防火安全に関する基準に適合していると認められた場合に交付されるものです。



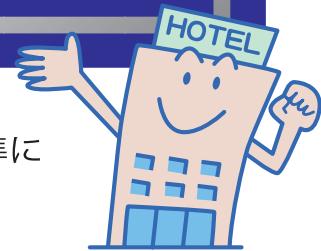
FDMA 消防庁
住民とともに
Fire and Disaster Management Agency

<http://www.fdma.go.jp/>

※詳しくはお近くの消防署又は消防局までお問い合わせください。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ●長崎市中央消防署 | 電話番号 095-820-4473 |
| ●長崎市北消防署 | 電話番号 095-843-0119 |
| ●長崎市南消防署 | 電話番号 095-878-4473 |
| ●長崎市消防局 予防課 | 電話番号 095-822-0429 |

宿泊施設の 防火対象物 適合表示制度 (適マーク制度) のご案内



「適マーク」は、
防火安全に関する基準に
適合した宿泊施設に
交付されます。

FDMA 消防庁
住民とともに
Fire and Disaster Management Agency

「適マーク」のことを、もっと知る。

対象となる建物は…

「適マーク制度」の対象となる建物は、収容人員が30人以上で、地階を除く階数が3階以上の宿泊施設です。

なお、地域の実情によって、消防機関が対象を別に定めている場合があります。



「適マーク」は2種類…

消防機関が審査した結果、防火安全に関する基準に適合していると認められた場合は、「適マーク(銀)」が交付されます。

3年間継続して防火安全に関する基準に適合していると認められた場合は、「適マーク(金)」が交付されます。



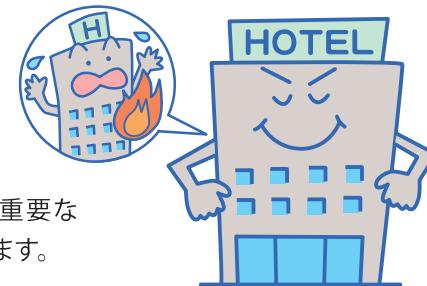
適マーク(銀)

適マーク(金)

「適マーク」の交付を受けるための 防火安全に関する基準とは…

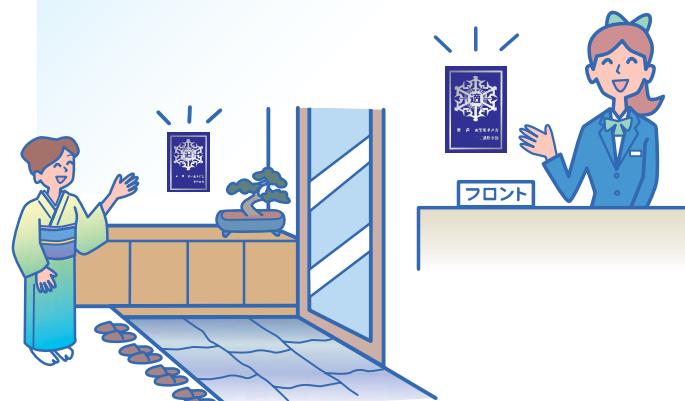
「適マーク」の交付を受けるためには、火災時の初期消火や避難誘導のための計画の作成、訓練の実施、消防用設備等の設置といった消防法令に係る基準のほか、重要な建築構造等(建築構造、防火区画、階段)といった建築基準法令に係る基準を満たす必要があります。

このほか、地震などの災害への備えや、危険物(灯油など)が適切に取り扱われていることも重要な要件となっています。



「適マーク」の掲出場所は…

「適マーク」は、宿泊施設のフロントや玄関など、利用者の目につきやすい場所に掲出されています。



宿泊前に確かめたいけど…

「適マーク」が交付されているかについては、宿泊施設のホームページなどで確かめることができます。

また、宿泊施設の所在地を管轄する消防機関や、市町村のホームページなどにも掲載されている場合があります。



「適マーク」の掲出がない 宿泊施設は…

「適マーク制度」は任意の申請による制度ですので、「適マーク」が掲出されていなくても法令違反にはなりません。

「適マーク」が掲出されている建物は、消防機関が審査した結果、防火安全に関する基準に適合していると認められた宿泊施設となりますので、利用者は「適マーク」を目印として、安全・安心な宿泊施設を選択することができます。

